

《参考資料》

資料 7 団体組織の職層数一覧（平成 11 年度）

（単位：団体）

	2層	3層	4層	5層	6層	7層	9層	なし	計
公益法人	1	3	2	9	23	3	0	0	41
株式会社	0	3	3	3	6	5	1	2	23
計	1	6	5	12	29	8	1	2	64

注：2層の例 課長、主事

3層の例 部長、課長、その他

4層の例 部長、課長、課長補佐、調査役

5層の例 部長、課長、課長補佐、主査、主事

6層の例 部長、課長、課長代理、係長、主任、主事

7層の例 本部長、部長、課長、課長補佐、主査、主任、主事

9層の例 部長、部次長、課長、副課長、係長、主査、主任、副主任、主事

なお、都は7層となっている。

(2) 職員数等の適正化

[現状と課題]

平成 11 年度の常勤職員数は合計で 9,547 人で、対前年比 18.5% 増となっている。このうち、固有職員数は合計 3,507 人で、対前年比 3.8% 増加している。監理団体の職員数は都との調整により管理しているところであるが、これについては、次のような問題点がある。

第一は、団体の職員数が、団体の経営状況、事業規模や事業動向に応じたものとなっていないことである。

第二は、管理職比率が異常に高い団体があることである。

第三は、団体の経営実態に即した勤務形態となっていないことである。

したがって、管理職・職員数については、団体の経営状況、事業規模や事業動向等に即応した職員数となる仕組みを導入するとともに、事業内容に応じた多様な勤務形態の導入を促進する必要がある。

[取組の方向]

団体の職員数等のより一層の適正化を図るため、以下の事項について取り組む。

- ・ 内部努力、少数精鋭化を徹底した人員計画の作成
- ・ 職種の大くり化
- ・ 多様な形態の職員（人材派遣社員、常勤嘱託、非常勤）の活用
- ・ フレックスタイム制や裁量労働制等柔軟な勤務体制の導入 など